

小田原市市民活動応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

小田原市市民活動応援補助金交付要綱（平成 16 年 5 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（補助金の金額等）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) スタートアップコース <u>対象となる事業に直接要する経費から国、県その他地方公共団体の補助金等を控除した額。ただし、</u> 10 万円を上限とする。</p> <p>(2) ステップアップコースプラン A <u>対象となる事業に直接要する経費から国、県その他地方公共団体の補助金等を控除した額の</u> 70%又は 20 万円のいずれか低い方の額を上限とする。</p> <p>(3) ステップアップコースプラン B <u>対象となる事業に直接要する経費から国、県その他地方公共団体の補助金等を控除した額の</u> 50%又は 30 万円のいずれか低い方の額を上限とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（補助金の金額等）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) スタートアップコース 10 万円を上限とする。</p> <p>(2) ステップアップコースプラン A <u>対象となる事業に直接要する経費から国、県その他地方公共団体の補助金等を控除した額の</u> 70%又は 20 万円のいずれか低い方の額を上限とする。</p> <p>(3) ステップアップコースプラン B <u>対象となる事業に直接要する経費から国、県その他地方公共団体の補助金等を控除した額の</u> 50%又は 30 万円のいずれか低い方の額を上限とする。</p> <p>3 （略）</p>

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行し、改正後の規定は、平成 30 年度以後の年度分の補助金について適用する。